

## 議案第 2 2 号

### 狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

「第 1 章 市が行う国民健康保険」を「第 1 章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 条の見出し中「の委員の定数」を削り、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、同項に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として狭山市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 8 条中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に、「次に掲げる」を「必要な」に改め、同条各号を削る。

第 9 条中「定めるもののほか、」を「規定する」に改め、「これを」を削る。

第 1 0 条を次のように改める。

第 1 0 条 削除

#### 附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定（「次に掲げる」を「必要な」に改め、同条各号を削る部分に限る。）並びに第 9 条及び第 1 0 条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険運営協議会に係る規定等を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。